

第1回
農業委員会に関する懇談会
議事録

農林水産省 経営局

第1回「農業委員会に関する懇談会」議事録

日 時：平成14年10月28日(月)13:00～15:30

場 所：東京都千代田区九段南2丁目1番5号
農林水産省三番町分庁舎大会議室

事務局(佐藤) それでは、予定の時刻がまいりましたので、ただいまから、第1回「農業委員会に関する懇談会」を開催いたします。

私は、経営局構造改善課長の佐藤でございます。

本日は、座長が選出されるまでの間、私が司会進行を担当させていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、委員の皆様方をご紹介させていただきます。

今井延子全国女性農業経営者会議副会長でいらっしゃいます。

続きまして、児島正彦さいたま市経済部農政課長でいらっしゃいます。

続きまして、斉田一除富山県JA福光常務理事でいらっしゃいます。

続きまして、笹崎静雄株式会社埼玉種畜牧場代表取締役社長でいらっしゃいます。

続きまして、佐藤豊山形県稲作経営者会議会長でいらっしゃいます。

続きまして、佐野ハツノ福島県飯館村農業委員会会長でいらっしゃいます。

続きまして、谷口威裕委員が隣りでいらっしゃる予定でございますが、きょうは北海道からいらっしゃいまして、飛行機の都合上遅れておりますので、後ほど紹介させていただきます。

続きまして、長 知宏筑前福岡農業共済組合組合長でいらっしゃいます。

続きまして、中村裕全国農業会議所専務理事でいらっしゃいます。

続きまして、西川宗右衛門滋賀県愛西土地改良区事務局長でいらっしゃいます。

続きまして、野村一正時事通信社解説委員でいらっしゃいます。

続きまして、飛田恵理子東京都地域婦人団体連盟生活環境部副部長でいらっしゃいます。

続きまして、福田義昭輪島・珠洲商工会議所商工調停士でいらっしゃいます。

続きまして、宮崎暢俊熊本県農業会議会長でいらっしゃいます。

続きまして、八木宏典東京大学大学院農学生命科学研究科教授でいらっしゃいます。

なお、岩崎由美子委員におかれましては、本日は所用のためご欠席となっております。

次に、議事に先立ちまして、この懇談会の座長を皆様の互選により選任していただきたいと思いますけれども、いかがいたしましょうか。どなたかご提案がありましたらお願いいたします。

野村委員 皆様方がよろしければ、八木委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 ただいま野村委員のほうから八木委員に座長をお願いしてはいかがかのご提案がございましたが、皆様のほうから「異議なし」とのお答えがございましたので、ご賛同いただきましたので、八木委員が本懇談会の座長に選出されました。

それでは、八木先生、座長席のほうへお移りいただけますでしょうか。

八木座長 ただいま選出されました八木でございます。この懇談会は、農業委員会系統組織における活動、組織等について幅広く検討を行い、今後の農業委員会活動の方向を明らかにするという趣旨のもとに開かれております。大変大任ではございますが、皆様方の忌憚のないご意見をいただきながら、懇談会の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、お手元の議事次第に沿いまして議事を進行させていきたいと思っております。

まずこの懇談会の公開について皆様にお諮りし、ご了解を得たいと思っております。お手元の資料1の「農業委員会に関する懇談会の設置について」という資料の3枚目をごらんいただきたいと思っております。ここに懇談会の運営要旨（案）というものがございまして、この1の（2）におきまして、「懇談会は公開とする。ただし、懇談会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は懇談会に諮って非公開とすることができる」とございまして、また、2のほうには議事録についてですけれども、「一般の閲覧に供するものとする。ただし、懇談会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は懇談会に諮って、議事録にかえて議事要旨を一般の閲覧に供するものとする」とございまして、このような懇談会の議事ならびに議事録等につきましても、発言者のお名前も含めて、原則として公開とさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、本件につきましては、ただいまご説明いたしましたとおりに取り扱わせていただきます。議事録等につきましては、会議の終了後、皆様にご確認をいただいた上で農林水産省のホームページ、文書閲覧窓口で公開させていただくことといたします。

それでは、一般傍聴者および報道関係者が入室されますので、しばらくお待ちください。

（一般傍聴者および報道関係者入室）

八木座長 続きまして、本日は太田農林水産副大臣にお越しいただいておりますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

太田農林水産副大臣 ただいまご紹介を賜りました太田でございます。本日は、第1回の農業委員会に関する懇談会を開催いたしましたところ、皆様方、大変ご多用の中、ご参集をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます次第でございます。

なおまた、ただいまの委員長選任におきましては、八木先生を座長ということで、皆様方、満場一致でお決めいただいて、八木先生には何かとこれからご迷惑をおかけいたすわけではありますが、どうぞ最後までよろしくお願い申し上げます次第でございます。

ところで、私自身のことを申し上げて大変恐縮でございますが、実は私は10月の2日までは、福島県の相馬地方、相馬盆唄などの相馬民謡のところでございますが、そこで農業共済組合の組合長を地元でしておりました。また、福島県の農業会議の会長などもさせていただきまして、その後、実は農業会議の会議所のほうの会長に1日に就任させていただきましたところ、2日の日に天皇陛下のほうから副大臣という任命を賜りまして、承認されましたので、たった2日間の農業会議所の会長ということで、ただいまは休職になっておりまして、皆様方ともそういった面では農業会議の問題あるいは地方の共済組合の問題等々につきましても、いろいろと一緒に考えてきた仲間だというふうに考えておりますの

で、これからもどうぞよろしくお願い申し上げる次第でございます。

皆様ご承知のように、昨年9月のBSE問題の発生に対処するために、生産・流通・消費の各段階における対策を講じてまいったところでございますが、本年に入り食品の虚偽表示問題が相次いで発生するなど、食と農に対する国民の信頼を回復することが急務となった次第でございます。このために、農林水産省といたしましては、本年4月に「食と農の再生プラン」を公表し、食の安全と安心を確保する消費者第一のフードシステムの確立、また米政策の抜本改革、農業の構造改革の加速化を通じて、意欲ある経営体が躍進する環境づくりなどを進めてまいっております。また、地域の農業振興等、活性化を図るために、構造改革特区について農業、農村の現場の実態を十分踏まえつつ、関係者のご意見にも耳を傾けながら、内閣官房とも連携して取り組みを進めてまいっていくことにしたいと思っております。

農業委員会系統組織については、わが国の農業をめぐる情勢の変化に対応して、構造改革を加速化するために、農業の担い手の確保、農地の利用集積、農地の確保、有効利用などの農政の重要施策の推進機関およびチェック機関として、その役割の一層の発揮と各般の積極的な取り組みが期待されているところであります。

また現在、農林水産省では農地制度の検証作業の一環として、農地制度に関する有識者懇談会を開催して論点整理の作業を進めておりますが、その中で農業委員会の役割、業務のあり方についてもさまざまなご指摘をいただいております。さらに地方分権改革推進会議においても農業委員会について議論がなされている状況でございます。

このような農業委員会系統組織をめぐる最近の情勢変化を踏まえて、本懇談会を設置させていただきましたが、委員の皆様方におかれましては、さまざまな角度から幅広く活発なご論議、ご検討をいただき、今後の農業委員会系統組織における活動、組織の基本方向を明らかにしていただくようお願いを申し上げます。

最後に、ここにご参集の委員の皆様方の今後益々のご健勝をご祈念申し上げまして、私のごあいさつにさせていただきます。

なお、まことに恐縮でございますが、これから1時半からまた公務が入っておりますので、このまま退席させていただきます。非礼をお許しいただきたいと思います。本日は皆様、誠にご苦労さまでございました。

八木座長 どうもありがとうございました。副大臣におかれましては、ご公務ということでこれにて退席をいたします。

それでは、事務局のほうから農林水産省の出席者のご紹介をお願いいたします。

事務局 それでは、農林水産省の出席者を紹介させていただきます。

川村経営局長でございます。

続きまして、林経営局審議官でございます。

続きまして、熊谷農業委員会担当班長でございます。

以上でございます。

八木座長 ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思いますが、本日の資料の説明を佐藤構造改善課長からお願いいたします。

佐藤構造改善課長 それでは、まず資料の確認をさせていただきたいと思っております。配付資料一覧にございますように、資料1から4までと参考資料がありまして、これが参考資

料5までございます。さらには、一番最後のほうにつけてございますが、全国農業会議所で作成しておりますカラー版の「農業委員会制度のあらまし」といったパンフレットが配付されているかと思っておりますが、すべて行き渡っておりますでしょうか。ご確認いただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

続きまして、本有識者懇談会の設置の趣旨、そして農業委員会系統組織の組織・業務の概要につきまして、資料に基づきご説明したいと思っております。

それでは、早速でございますが、資料1をまずごらんいただきたいと思っております。資料1につきましては、農業委員会に関する懇談会の設置といったことで、この趣旨紙でございます。趣旨といたしましては、先ほど太田副大臣のほうからお話ございましたが、「食と農の再生プラン」に基づきまして、農業構造改革の加速化のための新たな政策展開が図られている状況を踏まえまして、現在、農地制度をはじめといたします構造施策の推進機関として重要な役割を果たしております農業委員会に関する懇談会を設置いたしまして、この農業委員会系統組織における活動・組織等について幅広く検討を行いまして、今後の農業委員会活動の方向を明らかにするとともに、構造施策の推進にさらに寄与していただくということで今回設置したところでございます。

委員といたしましては、別紙に掲げる委員をもって構成するということにしております。検討課題といたしましては、農業委員会の活動の現状と課題、農業委員会の組織の現状と課題、そして今後の農業委員会系統組織の活動、組織の基本方向といった問題につきまして、幅広く検討していただければと思っております。

運営でございますが、(1)番にございますように、懇談会の議事録につきましては、先ほどもございましたが、別添運営要領の案のとおりということで、公開といったことにしたいと思っております。

(2)番といたしまして、懇談会の庶務、これは全国農業会議所の協力を得まして、経営局構造改善課において処理するといったようなことで考えたいと思っております。

5番といたしましてスケジュールでございますが、本日、第1回会合を開催いたしまして、その後、数回議論を重ねまして、平成15年の3月末を目途に論点整理を行うこととしたらどうかということで進めさせていただければと思っております。

続きまして、資料2をごらんいただきたいと思っております。農業委員会系統組織の業務の概要という非常に分厚い資料でございますが、かいつまんでご説明申し上げたいと思っております。

まず1ページをごらんいただきたいと思っております。農業委員会制度の概要でございます。そもそも農業委員会とは何ぞやというところから来るわけでございますが、1番の一番最初でございます特質の3つのがございますが、あと参考資料のほうにもございますが、農業委員会は「農業委員会等に関する法律」といった法律に基づきまして各市町村に設置するといったことで、必置のものとなっております。

そしてまた、2つ目の にございますように、この農業委員会というのは、いわゆる農業者の代表機能を有した市町村の行政委員会といった位置づけになっておりまして、この構成員につきましては、3つ目の にございますように、農業者の選挙、いわゆる公職選挙法を準用いたしました選挙によって選ばれました農業委員等から構成される合議体組織でございます。

具体的にどのような業務をやっているかということにつきましては、その業務のところ

でございますように、農地法に基づく農地の権利移動の許可をはじめとする法令業務をやっておりまして、右側のほうに「農業委員会の概要」ということで、一番に主な業務の内容を示しております。

一番上でございますが、一筆ごとの農地の権利移動の許可ということで、いわゆる農地法3条ということで、農家の方が農地を売り買いするとき、あるいは貸し借りするとき、こういったときに一筆ごとに農業委員会が許可をしているといったような業務内容がございます。

それと、業務といたしましては、こうした農地法関係の業務以外に、また1ページの業務の左側のほうに返っていただきたいわけでございますが、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保とその担い手への利用集積を図るための各般の取り組みということで、いわゆる行政委員会としての許認可業務以外に、農地の流動化のためのあっせん活動、あるいは農地の利用関係の紛争についての和解の仲介、こういったいろんな業務を行うことになっているところでございます。

この農業委員会につきましては、左側の3つ目の四角でございますように、独立の行政委員会とする必要性ということで4つほど挙げられるかと思いますが、行政委員会として市町村部局とは独立した形で運営されているわけでございます。

その大きな理由といたしましては、まず大きな一でございますように、いわゆる農地法に基づく農地の権利移動の許可というものが極めて財産権に属する大きな問題でございますので、特定の者の利益損失に偏ることなく、公平、客観的な判断を行う必要があること。

あるいは、こういった農地の状況につきましては、その地域の状況について最も精通した方による合議体としての的確な判断が行われる必要があること。

あるいは、3つ目の二といたしまして、やはり共同体意識が強い農村社会におきまして、大規模経営の育成と小規模農業者の離農あるいは規模縮小という、農業者間で相反する利害を調整していく、こういった問題につきましては、やはり地域内の農地にかかわる関係者が一体となって土地利用に取り組んでいく必要があるということ。

それと、こういった調整問題につきましては市町村等の行政みずからが直接地域に入ってやるというよりも、選ばれた行政委員会の中で農業者の代表者が権利調整を行っていく、こういった方式が非常に効果的であるといったようなことから、この独立行政委員会としているゆえんがあるわけでございます。

またこの点につきましては別途詳しくご説明したいと思っております。

2ページ目、これは農業委員会に関する法律の主な改正経緯でございます。農業委員会につきましては、昭和26年に農業委員会法が制定されまして、その後いろんな改廃がございまして今日に至っているといった資料でございます。

3ページ目でございます。農業委員会系統組織の概要でございます。一番上でございますが、現状ということで左側のほうをごらんいただきたいと思いますが、一番下のほうに農業委員会という行政委員会が3,223ほどございまして、農業委員数約6万弱といったような人数構成になっております。

この農業委員会を県段階で束ねるものとして、都道府県農業会議といったものが各都道府県に置かれておりまして、ここでは業務のほうをごらんいただきたいと思いますが、農地法に基づく農地転用の許可に係る都道府県知事への意見具申といった問題。あるいは、

任意業務といたしまして、いろんな意見の公表、建議、こういったものを県の会議がやっているといったような状況になっております。

さらにこの県会議を束ねるものとして全国農業会議所がありまして、これは民間法人ということで、会員数75会員でやっておるわけでございます。業務につきましては右側でございますように、意見の公表、行政庁への建議、あるいは都道府県農業会議の業務に関する指導、こういったことを全国農業会議所では行っているといったものが3ページでございます。

4ページでございますが、農業委員会系統組織の変遷でございます。古くは明治7年の農談会までこういった農業委員会系統の歴史といったものはさかのぼっていくといったものについて、4ページにあらわしているところでございます。これも参考のため後でござらんいただければと思っております。

続きまして5ページをござらんいただきたいと思っております。農業委員会の現状でございます。5ページの組織の左側のほうをござらんいただきたいと思っておりますが、先ほど申し上げましたことで、農業委員会につきましては3,223の農業委員会が全国にございまして、未設置の市町村は37市区町村となっております。この未設置と申しますのは、農業委員会法上、すべての市町村に農業委員会を置くということになっているわけでございますが、例外的に農地が全くない市町村あるいは農地面積が極めて小さい市町村につきましては、農業委員会を置かないことができるといった規定がございまして、こういった規定に基づきまして未設置の市町村が37ほどあるといったことになっております。

それと平均農業委員数でございますが、18.4人ということになってございまして、そのうちいわゆる選挙を行いまして選ばれた方が約13.8人、14人弱となっております。残りの4～5人の方、これは本日もここにご参集いただいておりますが、農協あるいは農業共済組合の理事の方、あるいは下にございまして、議会の推薦者から市町村長が選任された方、こういったいわゆる選任委員という方が農業委員になっていただいております、こういった方が平均して4～5人というのが農業委員会の平均的な姿になっているところでございます。

平均の職員数につきましては、3.3人ということで、専任の職員は1.8人、2人弱というのが平均的な姿でございます。

あと 印がございまして、印の3ポツにございまして、大体農業委員さん一人当たりの平均の年報酬は約30万、29万といったような実績となっているところでございまして、

5ページの一番下の でございまして、この選挙というのは3年ごとに実施しているということでございまして、実際に投票までいく農業委員会につきましては約1割といったような実績になっているところでございまして、5ページの右側のほうにこういった委員の推移についてこの表をござらんいただければと思っております。

続きまして、6ページをござらんいただきたいと思っております。農業委員の定数でございます。現状といたしまして、農業委員というのは特別職の地方公務員、非常勤の地方公務員でございまして、選挙による委員と選任による委員から構成されるということでございまして、

この選挙委員の定数でございますが、イのところでございますが、法律上10人から40人までの間で条例で定めるということになってございまして、その基準といたしまして、まず農地面積がaのところでございますように1,300ha以下あるいは基準農業者数が1,100人以

下、こういったようなところにつきましては20人以下で定めるといったこと。

それと、cといたしまして、農地面積が5,000haを超えて、かつ基準農業者数が6,000人を超える、こういった非常に大きなところにつきましては40人以下で定めることができるということになっておりまして、このaとc以外のところにつきましては30人以下ということで条例で定めるということになっておりますが、法律上、この選挙委員につきましては最低の数字として10人ということになっているところでございます。

あと選任委員の数でございますが、ウでございますように、農協、農業共済から組合ごとに推薦された理事、こういった方が選任委員になるということと、bでございますように、議会が推薦する学識経験者ということで、5人以内といったことで選出されることになっているところでございます。

右側でございます表-3をごらんいただければわかるかと思いますが、実際三千二百幾つあります農業委員会の中で定数が大体10人~15人といったところの農業委員会が2,300ということで、定数別の農業委員会数はかなりの部分がこの10人~15人の数字のところになっております。

飛んで恐縮でございますが、6ページのエのところ、実はことし、14年の7月に統一選挙がなされまして、その選挙結果の概要をここに挙げさせていただいております。

委員数につきましては、平成11年の選挙定数が全部で6万184の委員数でございましたが、今回の選挙定数の見直しの結果、約1,700減らしております、5万8,511人となっているところでございます。

こうした一方、後でご説明いたしますが、農業委員会系統組織では女性あるいは認定農業者の委員への登用といったような取り組みがなされておりまして、平成11年、女性の農業委員の方は977人、1,000人弱だったものが、14年には2,166人ということで倍増しているところでございます。

また、認定農業者につきましては、11年には、ちょっと資料がございませんが、14年には8,322人といったことで、いろいろと委員や何かにつきまして、女性の登用あるいは認定農業者の登用、こういった取り組みがなされているといったものが6ページの概要でございます。

7ページは、こうした農業委員の定数の見直しの取り組みの事例でございます。これについては、地域でいろいろ話し合いがなされて、何人かの定数が削減されたというのが7ページにうたわれているところでございます。

続きまして8ページをごらんいただきたいと思っております。農業委員の年齢別構成でございます。結論から申し上げますと、8ページの左側の行の一番下にございますように、選挙の委員数に限ってみますと、60歳以上の割合は61%を占めているといったことで、農業委員の年齢構成といったものの中で39歳未満の方は1%に満たないという状況になっているところでございます。

9ページをごらんいただきたいと思っております。農業委員会の設置状況でございます。先ほど私が申し上げましたが、農業委員会につきましては原則各市町村必置のものとなっているわけでございますが、法律の中で農地面積が極めて小さい市町村におきましては置かないことができるといった規定がございます、この規定の中で著しく少ない面積というのは何かということで、政令で定めさせていただいております。

それが9ページの のアでございまして、北海道にありましては360ha以下の市町村、あるいは都府県におきましては90haに満たない市町村につきましては、これは置かなくてもよいといったことになっておりまして、それを超えるものにつきましてはこれは必置ということになっているところでございます。

イでございますように、著しく農地面積が大きい市町村におきましては、2つ以上に分けて置くことができるという規定がございます。

それとウといたしまして、こうした農地面積が多くなりますと、先ほど私が申し上げましたような農地法の許認可関係の業務が多くなるものですから、また人数も30人、40人といったようなことで農業委員の数が多くなりますので、ウにございますように、法令業務に係る事務を円滑に処理するために農地部会を置きまして、ここで処理するということになっております。ただし、21人以下の農業委員会にあっては農地部会は置かないという規定になっております。

こうした中で具体的な設置状況でございますが、農業委員会数につきましては3,223の市町村で設置されておりまして、その中で21人以上の農業委員会の中で農地部会や何かを設置している委員会数につきましては190の委員会数、また事務局を設置している委員会数につきましては、2,991ということになっておりまして、エのほうで年間どのくらい会議が開催されるかというものについて調べてみますと、ここにございますように、延べ3万9,016回ということで、大体1農業委員会当たり12.1回、年に会議を開いているという状況になっているところでございます。

続きまして10ページでございますが、農地面積別の農業委員会数でございます。これも右側のほうをごらんいただければわかるかと思いますが、この農業委員会でのどのくらいの農地面積を各農業委員会が担当しているかといったものの分布がこの右側のグラフでございます。ここで見ておわかりになるかと思いますが、1,000haを超える農業委員会が相当のウエートを占めているといったことでございます。

それと、90haあるいは360haの法定必置面積未満の農業委員会というのは、現在137ほどございます。90ha以下であるけれども、農業情勢あるいは農地の状況から市町村が任意ではありますが農業委員会を設置しているものが137ほど置かれているといったものでございます。

あと 番が農家戸数別の農業委員会数といったことで、ここでございますように、農家が101戸から2,500戸以下で設置されている農業委員会が2,863委員会ということで、約9割が占められているということです。100戸以下で設置されている農業委員会数は89委員会という状況になっているところでございます。

11ページでございます。農地面積の市街化区域の指定割合別農業委員会数ということで、右側のほうにグラフで示しましたが、いわゆる市街化区域内農地というものがどのくらい農業委員会の農地面積の割合を占めているかといった資料でございます。全然ないといったところが2,370ほどあるわけでございますが、片方ですべてが市街化区域内の農地といったものが、一番右側にございますように、39ほどございます。市街化区域内だけの農地の農業委員会が39ほどあるといった状況が11ページでございます。

続きまして12ページでございます。これは農業委員会の廃止等あるいはいろんな合理化の動きの資料が12ページ以下でございます。農業委員会につきましては、統廃合が何かで

廃止や何かがされていくわけですが、12ページの の中段にございますように、平成8年度以降、廃止されました農業委員会数につきましては10の農業委員会というふうになっております。

また、市町村合併により減少しました農業委員会は13の農業委員会ということになっておりまして、右側のほうに具体的に廃止した農業委員会あるいは市町村合併に伴いまして減少しました農業委員会の具体的な姿につきまして12ページの表であらわしているところでございます。

13ページをごらんいただきたいと思っております。13ページにつきましては、先ほど前のページでも出ておりますが、市町村合併によって農業委員会というものが減ってきているといった中で、平成12年の12月1日に与党の行財政改革推進協議会におきまして、平成17年の3月までに市町村合併後の自治体数を現在の約3,000から1,000とするといった目標が掲げられたわけですが、この市町村合併あるいは広域化の要請に対応しまして、(2)番でございますが、「市町村の合併の特例に関する法律」が、17年3月31日で失効するわけですが、この法律に基づきまして合併した市町村の農業委員会の選挙委員の任期等について、特例措置が講じられているところでございます。

また、この具体的な特例措置として、合併した後1年に限り、選挙による農業委員についてはそのまま置ける、そういったような特例があるところでございます。

こうした平成17年3月31日までの合併の特例ということで、現在、非常に市町村合併の動きが急になってきておりまして、14ページをごらんいただきたいと思っておりますが、この特例法の中でかなり具体的な詰めに入るといって法定協議会といったものがございまして、この法定協議会を設置している市町村が、14ページの 番にございますように、ことしの9月1日現在の市町村合併に係る法定協議会の設置数は103の協議会が設置されておりまして、それに関係いたします市町村は418の市町村ということになっております。

この合併の動きに対しまして農業委員会の姿はどうなっているかということで整理したものが表-8でございます。一番上にございますように、いま416の市町村で具体的な合併が検討されているわけですが、この市町村につきまして具体的に調べてみますと、大体平均した農地面積は1市町村当たり948haございまして、平均の農家戸数は958戸でございます。また、農業委員の数につきましては、平均しますと大体19人となっております、そのうち選挙の委員が14人、選任委員が5人となっておりますところでございます。

これが仮に法定協議会数の103の市町村に合併いたしますと、平均の農地面積は3,869haということで、約4,000haを担当するような農業委員会、そしてまた平均農家戸数につきましても約4,000戸を所掌する、こういった農業委員会になるといったことが見込まれるところでございます。いずれにいたしましても、面積あるいは担当する農家戸数も4倍近くになるといったものでございます。

番でございますが、法定協議会におきまして現在合併を検討しております各市町村の農業委員会の規模の分布状況を見てみますと、14ページの表-9の 番でございますが、ここでわかりますように、500ha以下が3割強といったようなことになっておりまして、500haを超え1,000ha以下のものを合わせると7割弱といったような市町村の分布状況になっております。

また、これが合併後、具体的に面積がわかりますので、どのような分布状況になるかと

申しますと、3,000haを超えるものが6割弱を占めるといったようなことになってくる、こういう見通しがなされるところでございます。

また、番でございますが、先ほど選挙委員の平均が出ておりますが、ここにございますように、農業委員の定数別の分布状況につきましては、20人までの定数を定めている農業委員会がほとんどといったような状況になっているところでございます。

15ページでございます。市町村合併に伴う農業委員会の取り組み事例ということでございます。先ほどからも出ておりますように、既に幾つかの県で市町村合併が実現しまして、そうした中で具体的にどのように農業委員会が取り組まれてきているのかといったものを調べたものが15ページの事例でございます。これはことしの4月1日に合併いたしました、新しくできました市の具体的な定数や何かの姿を示したものでございます。15ページの表-11にございますように、5つの町になっていたわけでございますが、合計いたしました委員数は76人で、選挙委員が59人あったわけございまして、選任委員が17人ということで、それぞれ農家戸数、合計いたしますと約4,000戸以上の町であったわけでございますが、これが一番下でございますように、平成14年の7月7日に実施されました選挙の結果でございますが、選挙委員の定数につきましては合計して59人いたわけでございますが、30人といったことで半減しているところでございます。その際、新しい市の中では選挙区を導入いたしまして、いままでの合併前の市町村を選挙区に分けまして、定数はそれぞれ大体半分ぐらいにしまして定数の削減を図ったということになっているところでございます。こうした取り組みをしているということで、15ページにその例を掲げております。

16ページでございますが、広域市町村における取り組み事例の2つ目の事例でございますが、広域市町村におきまして、先ほどの事例でいきますと農業委員の数が半減しているといったようなことで、業務的なものも農業委員の業務が非常に増えるといったような状況が出てくるわけでございますが、これはある県の市でございます。昭和22年の市制の施行以来、10回にわたりましていろんな統廃合なり編入・境界変更がなされてきてまして、旧村でいきますと16村、2地区が市の中に入って広域化された市でございますが、こうした中でいろんな活動や何かを農業委員だけでやるのは非常に難しいということで、ここにございますように、市内を6つの地区に分けまして、地区事務所を置きまして、そこで駐在職員が配置されまして、いろいろと事務を扱っている。

それと農政活動ということで、先ほど申しました農地の流動化でありますとか建議活動、こういったものにつきましては市内を16のブロックに分けまして、各地区に農政推進委員会といったことで委員会が設置されまして、その中で農業委員の協力員として、いわゆる耕作の確認などを行う農政推進委員が配置されているということでございます。この農政推進委員といったものが、番にございますように、269人ということで、市長と農業委員会の会長が委嘱しているといったことになっておりまして、大体農家を30戸から40戸を1単位として配置して、3年の任期でやられているということになっているところでございます。

番で大体年間の費用弁償ということで、手当の年額が2万4,500円といったことで、こういった合併に伴ういろいろな不都合について、こういったもので補充しているというものが16ページでございます。

続きまして17ページでございます。業務についてでございます。先ほど申し上げました

ように、ちょっと小さい字で恐縮でございますが、農地法のいろんな権利移動の許可業務や何かをやっているわけでございますが、大体これにつきましては年間、全部で合わせますと約59万件、60万件ほどの業務を農業委員会のほうで処理をしているところでございます。

ただ、注目すべきことといたしましては、17ページの左の法令業務の(1)の2つ目のでございますが、食料・農業・農村基本法制定以降、いろんな法令関係業務が追加されてきております。括弧でございますが、いわゆる生産法人制度の中で株式会社を今回、平成13年に導入いたしましたして、その中でいわゆるチェック機関といたしまして農業委員会への定期報告だとか勧告、こういったような業務が追加されているのがまず1点でございます。

もう一つは、いわゆる中山間地域のデカップリングということで、中山間地域の農地を保全するというので集落協定を締結した場合に、そこで農地を保全した場合に、1反当たり2万円とかいうお金を出すわけですが、この集落協定に関連した農業委員会の耕作放棄防止の取り組みと農地のあっせん活動、こういったものが加わっておりますし、また先ほど太田副大臣のほうから若干お話がございましたが、構造改革特区における農業委員会の関与といったようなことで、市町村の貸付方式で新しく株式会社が農業経営を展開する中で、農業委員会の許可あるいは報告、こういったものでまた農業委員会の関与というものが出てくるといえるものが特筆すべき点でございます。

業務内容につきましては、17ページのほうに詳しくございますので、またごらんいただければと思っておりますのでございます。

20ページをごらんいただきたいと思っております。任意業務ということでございまして、先ほどの権利関係業務以外に、いわゆる農業者の代表である農業委員で構成されているということで、いろんな任意業務をやっておりますし、主に大別いたしまして、20ページの左側にございますように、アからウまでの業務となっておりますし、農地の利用集積あるいはあっせん、あるいはウにございますように、簿記記帳、青色申告、こういった税金問題までいろんな相談活動を農業委員会が展開しているといったものが20ページにうたわれているわけでございます。

21ページ以降は、具体的にどのような取り組みをなされているかというものの事例でございます。いろんなあっせん、あるいは地図や何かをつくったりしているということが出ております。

特に、22ページの左側の一番下にございますように、耕作放棄地の問題ということで、最近では福祉施設や幼稚園や何かとも連携いたしまして、農地整備のボランティアを募集して耕作放棄地の防止に努めているといったような農業委員会が出てきておりますし、また教育関係者との連携を深めているという農業委員会も出てきております。

24ページをごらんいただきたいと思っておりますが、24ページの右側のほうには小学校の先生あるいは学校給食への米の導入、こういったものに対しまして農業委員会が相当な活動をしているといったものが24ページの右側のほうで事例として挙げさせていただいているところでございます。

26ページをお開けいただきたいと思っております。農業委員会の交付金でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたいろんな法令業務を担当する農業委員につきましては、

手当として1人当たり平均約30万円の手当がなされているわけですが、その財源といたしまして、国のほうから農業委員会交付金ということでお金が交付されております。この実額につきましては、右側でございますように、大体120～130億円ほどの交付金が支払われているところでございます。

この交付金につきましては左側のほうにございますように、職員あるいは委員の設置経費といったことで出ささせていただいておりますが、その配分につきましては、イの下にございますように、いわゆる農業委員会割りで3割出しまして、あと農家戸数あるいは農地面積、こういった客観的な指標によって払っているということで、農家戸数や農地面積が大きくなりますとこの交付金の額が多くなるといったような仕組みになっているところでございます。

この交付金につきましては、後でまたご説明いたしますが、地方分権の関係で一般財源化すべしといったような意見が出ているわけですが、やはり法令業務を全国統一的にやっていく上で、この一般財源化というものが果たして適当かどうかといったようなことで、いろいろと意見が割れているところでございまして、また後ほどいろいろとご議論を賜ればと思っております。

27ページ以降は、都道府県農業会議あるいは全国農業会議所の関係でございますが、これは説明を省略させていただきたいと思っております。

37ページをごらんいただきたいと思います。37ページにおきましては、農業委員会に対しましていろんな提言なりいろんな要請が上げられているといったものが37ページ以降でございまして、地方分権推進改革会議ということで、これは6月に出ました中間報告で農業委員会に対しまして出されている論点でございます。

具体的には37ページの左側の(3)番でございまして、「市町村合併の進展に伴う農業委員会の在り方も課題となっており、今日的な農業委員会の責務も踏まえ、必置基準等の見直しの検討と併せ、一般財源化を含め、農業委員会交付金の交付の在り方について、検討を行うべき」といったことが分権の会議のほうから提言がなされているといったものが37ページでございます。

続きまして38ページでございますが、これは後で全国農業会議所の中村専務のほうから、農業委員会系統組織で具体的に現場の農家、あるいはいろんな商工関係あるいは教育関係の方々から、農業委員会に対してどのような要請あるいは要望がなされているかといったことをことしの9月から始めておりまして、ブロック別に開催した中で出されている意見がまとめられたものが38ページでございますが、これはまた中村専務のほうで別途ご説明させていただきますので、省略いたします。

40ページをごらんいただきたいと思います。今回の懇談会の発足する経緯に至った一つの指摘事項であります。農地制度に関する論点整理素案ということで、40ページの一番上でございますが、農地関係に関しまして法制度学者の先生方に集まっております。経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」といったものをことしの6月から開催しておりまして、何度かこの中で農地制度につきまして、2番にございますように、いろんなものを検討しているわけでございます。その中で農地制度を支える農業委員会につきまして、その役割についていろんな指摘等をまとめたものが40ページでございまして、組織のあり方、業務・運営のあり方ということでいろんな意見が出てきておるところでござ

ざいます。

代表的なものとしては、組織のあり方につきましては、農業委員会への幅広い層の参画が可能であるかどうか検討していくことが必要ではないかというご意見が出されております。

また、2つ目の、3つ目のに共通して言えることは、各農業関係機関の協力関係の構築あるいは連携の一層の緊密化が重要ではないかといったような指摘がありました。あるいは一番下のほうにございますように、農業委員会の活動といったものが農家にとって必ずしも目に見えていないこと、あるいは地域によっては活動が低調なものがあるのではなからうかといったような指摘。

そしてまた、一部には農業委員会の定数というものが過大ではないかという指摘もございまして、今後、組織の適正化、効率化を進める必要があるのではなからうかという指摘があるわけでございます。

また、業務・運営のあり方につきましても、先ほどの中で一層の緊密化が大事だということと、2つ目のにございますように、地域全体の土地利用への関与ということで、農地の利用だけじゃなくて、やはり地域としては土地利用全般に農業委員会組織が関与していくようなことが今後は必要になってくるのではなからうかといったような指摘なり、農地の利用について監視機能として非常に大事だといったようなことが指摘されておりました。こうした有識者懇談会での指摘や何かを踏まえまして、さらに農業委員会組織の活動のあり方の問題につきましては、当懇談会で議論を深めて一定の結論を得ていきたいと考えているところでございます。

あと41ページに、こうした農業委員会制度につきましては、平成12年の2月に1回報告書がまとめられておりました。これを受けまして全国農業会議所のほうでみずからの改革プランということで、42ページ以下にその改革プランが出ておりますが、これも後で中村専務のほうから一括して説明させていただければと考えているところでございます。

こうしたいろんな現状や何かを踏まえまして、資料4をごらんいただきたいと思っております。資料4には今後の農業委員会に関する懇談会の検討スケジュールということでございます。

第1回につきましては、現在いまやられているわけでございますが、この第2回、11月中旬におきましては、中間的な論点整理ということで、ちょっと早いわけでございますが、農業委員会の活動組織についてのいろんな論点項目や何かを整理していただければというふうに思っております。第3回につきましては、1月を目途にいたしまして、この論点整理を踏まえまして具体的な対応策についていろいろと意見交換をさせていただきまして、2月にはもう一回この基本方向、組織活動と組織の基本方向について意見交換させていただきまして、第5回ということで3月を目途にいたしまして懇談会とりまとめといったようなスケジュールでお願いできればというふうに思っております。

この中で私ども行政といたしましては、農業委員会につきましては農地法制が絡んでまいりますので、必ずしもこの懇談会で全部結論が出るものがあるかどうかにつきましては疑問が私もあるかと思っております。やはり現在求められているもので所要の見直しを早急に行うものと、もう少し中・長期的に議論すべきものといったようなことで、いろんな区分けができるんじゃないかと思っております。こうした点を踏まえて今後検討

を進めていただければと思っていますところでございます。

次に、この検討スケジュールに沿いましてやっていくわけですが、その中でどのような検討が大事かといったことにつきましては、資料3がでございます。この資料3につきましては、恐縮でございますが、中村専務のほうから、いままでの農業会議所系統や何かが進めてまいりました現状、あるいはいま現在地方の懇談会で出ておりますいろんな問題点、こういったものについて説明させていただいた上で、この懇談会の検討の視点といった資料3について説明させていただければと思っております。

私のほうからは以上でございます。

八木座長 それでは、先ほど構造改善課長からご説明がありましたように、全国農業会議所の中村委員から地方懇談会の概要と改革の取り組み状況について簡単に補足的にご説明をお願いしたいと思います。

中村委員 それでは、ご要請でございますので、農業会議所の中村でございますが、参考資料の4をお手元に取り寄せていただきたいと思っております。2点補足的に説明せよということでございます。1点は、先ほど来出ておりましたけれども、農業会議所が主催いたしました、全国3会場で、「農業委員会組織・活動の改革に関する地方懇談会」を開催いたしました。この主な意見。2つ目は改革プログラムの取り組み状況について、要点を説明させていただきたいと思っております。

まず地方懇談会でございますが、1ページにありますように、情勢及び課題、先ほど来出ておりますが、市町村合併の急速な進行、新たに出ました「食と農の再生」に向けた食の安全・安心の確保対策、そして農地制度の見直しなど農業構造改革の促進、こういう状況ならびに課題に沿いまして、地方懇談会のテーマといたしましては、上に4点書いてございますが、こういうことをご意見を伺ってまいったわけでございます。

開催地は、仙台、金沢、岡山で開催しておりまして、そこに記載しているとおりでございます。

このときにご報告をいただいた方は、東北で6人、中日本では5人、西日本では5人で、農業者はもとよりでございますが、教育関係者あるいは商工関係者等によりまして幅広いご意見を伺ってまいったということでございます。

主な意見につきましては、2ページから5ページにかけましてまとめてございます。農水省の資料のほうはまとめ方が違っておりますが、わがほうはそれぞれの関係者の立場でまとめてございます。大変長くなりますので、これを要約いたしまして、私のほうから要点を述べさせていただきますと思っております。

3つに分けてございますが、1つは商工者あるいは消費者関係の方からでございますが、農業委員会の姿や活動が見えない。これは直接関係者ではございませんので、そういうご意見もあろうかと思っておりますが、特にそういうご意見が出ておりました。

それから、農業以外の人も幅広く農業委員に登用する仕組みが必要ではないか。また、農業外部の意見が反映できるような仕組みも必要ではないかというようなご意見もありました。

それから、「食と農」や消費者と生産者のかけはしの仕組みが必要であるというご意見もございまして、特に姿、活動が見えにくいというご指摘がございました。

ただ、この中で感じたことを申し上げますと、例えば農地が宅地と同じでない、自由に

宅地のように売買できないということがこれでわかった、これで農業が守られているんですね、というようなご意見もその中で出てきたということもございました。

2つ目は学識経験者あるいは教育関係者からのご意見としましては、食の教育をいまいっかりしないと、食文化なり日本の農業の崩壊につながっていくのではないかとということで、農業体験学習を推進する上での農業委員会の連携強化が必要であるということで、同じ行政委員会としての農業委員会あるいは教育委員会との連携強化という点が指摘されておりまして、特に学童農園や体験学習、実習に利用できる農地の情報が非常に欲しいんだということもありました。

また、これは若返りとの関係もあるかと思いますが、農業委員も携帯電話だとか写メールだとか、こういうものを使いこなせる委員が必要ではないかという意見も出ておりました。

女性農業者あるいは認定農業者等からは、農業委員が大変高齢化して活動が十分ではないのではないかと。定年制の導入等も考えられないかというようなご意見と、同時に、非常に先端的な指導者であって、いろいろまちまちでもよいのではないかと意見がありましたけれども、やはり若返りについての強い要望があったように思います。

市町村合併に対応いたしまして、委員数の問題等、これは当然受けていかなきゃいかんことではあろうけれども、十分な役割が果たせるということも一方で考える必要があるし、また広域化の中では農業委員をサポートするような協力員体制ということも必要ではなからうかというご意見もありました。

また、「食」との関連で女性農業委員にもっと活躍してほしいというご意見もありまして、共通的な点もございますが、特に姿が見えないという点は、農業者の中でもそういうご意見もございましたし、農業委員会ごとに活動の格差があるのではなからうか、その格差を埋めるべきだ、あるいは農業委員の資質のチェック等も必要ではなからうかというようなことでもございました。

また、合併と関連いたしまして、いままで自分たちが旧村、合併前にやっている農政が、合併したときにどうなっていくのかという心配が大変大きい。それをむしろ農業委員会が、実際にいま意見の具申等もやっているところもあるようでございますが、そういう担当としての役割も果たせないか、こういうご意見もあったわけでございます。

これは2ページから5ページにございますので、お読みいただきたいと思っておりますが、私も3カ所出してみまして、大変厳しいご意見があったというふうに感じております。

2番目の点、6ページに、自らの改革プログラムの取り組み状況がございます。ちょっと資料が後ろになりますが、10ページをお開きいただきたいと思っております。12年の2月に研究会報告があったということをお話から先ほど課長からお話ございまして、それを受けまして昨年の1月に私どもみずからの改革プログラムの策定をいたしまして、5月にはこれを全国の会長大会等でも特別決議をいたしまして、確認しながらいま具体的にやっているところでございます。

具体的には、10ページの上にありますように、地域農業再生運動というものの、これは11年から16年を目安にして取り組んできておるわけでありまして、「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくるかけ橋」という組織理念のもとに取り組んでいるところでございまして、取り組みの基礎はそこに4点ございますように、担い手の確保なり支

援の問題、農地を守り生かす取り組みの問題、都市住民にも開かれた快適な農村地域づくりの問題、WTO対応の問題と国民理解の問題でございます。

運動といたしまして、これを受けて1つは農地利用の総点検と話し合いを進める運動、本当の農業者、認定農業者等の意見交換によります課題を積み上げまして、これを政策提案してまいっているところでございます。3つ目が、本当に地域に根ざした世話役活動をやっているということで、これは農業委員の地区担当制を整備いたしまして、徹底した現場主義で地域の農地利用の再編あるいは認定農業者との意見交換、相談活動を推進いたしているところでございます。

6ページに戻っていただきまして、この基礎になっておるところでございますが、みずからの改革プログラム、これは市町村段階、県の農業会議、農業会議所、3段階で取り組んでいますが、時間の関係できょうは6ページにございます市町村農業委員会のところをご説明させていただきたいと思っております。

提言の項目にございますように、2つの目標を持っておりまして、優良農地の確保と有効利用等に向けた行政委員会としての機能の発揮、それから構造政策への積極的な取り組みということでございまして、1つは業務の重点化および新たな課題への対応ということで、農業委員の地区担当制を引いて農地をいかに有効に使っていくか、あるいは担い手に集積していくかということでございます。

2つ目は、農業者年金制度が13年度に制度が新たになりましたので、この徹底した啓蒙・宣伝活動をし、加入促進をしていくということでございます。

それから業務の効率化ということで、農地の確保・流動化のための情報の提供ということで、地図情報等による事務処理の効率化を行っているところでございます。

組織の簡素化につきましては、2点ございまして、先ほどもお話がありました、選挙委員定数の見直し等の推進ということで、14年に改選がございましたのはお話があったとおりでございます。

2つ目は世話役活動等、構造政策を積極的に推進していくという立場から、農業委員の資質の問題といたしまして、女性あるいは若い方の選挙への登用ということで対応してまいっておりまして、7ページの上に右側の括弧の中にありますように、全国で女性の農業委員さんが倍増いたしまして、2,196人、全国で女性の農業委員さんの会長さんも5名できまして、いまネットワークづくりもしているところでございますし、認定農業者、これは若返りも含めておりますが、8,322人の認定農業者が農業委員になったということでございます。

都道府県農業会議あるいは全国農業会議所につきましては、こういう活動を支援するための経営支援センターあるいは新規就農相談センター等の事業を強化いたしてまいっておりますし、インターネットを活用いたしまして農地とか担い手の情報発信体制の整備を図っているところでございます。

ちょっと長くなって恐縮でございますが、以上でございます。

八木座長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました資料に基づいて検討に入りたいと思っておりますけれども、ちょっとここで5分程度休憩を取ってから始めたいと思っております。

なお、谷口委員がご出席されておりますので、ご紹介いたします。

それでは、ただいまから5分程度休憩に入りたいと思います。

(休 憩)

八木座長 それでは、議事を再開したいと思います。これからご検討いただくわけですが、手順といたしまして、最初に会議の趣旨、検討スケジュール、農業委員会の制度ならびに業務・組織の現状等についてまずご議論いただきまして、その後に検討の視点、資料3になりますけれども、ご検討いただくというふうに進めさせていただきます。途中で退席される委員の方々におかれましては、ご発言いただいてからご退席いただければ大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、どなたからでも結構ですので、ご質問、ご意見をいただければと思います。

野村委員 途中で退席させていただきますので、いまの検討の議題と相前後して大変申しわけないんですけども、まず1つお願いがあるんですが、資料2の年齢別構成、8ページなんですが、これは例えば平均年齢でも構わないんですけども、この推移といったものはわかりませんか。わかるようでしたら、次回にでも出していただけるとありがたいんですが。

佐藤構造改善課長 わかりました。調べてみます。

野村委員 あと、私の意見というか、検討の視点といたしましては、まず第1に、今日、中村専務から説明いただいた中にもあったんですけども、農業委員会というのは一体どういふものなんだということが、農業者はもちろんのことですけども、これからは広く消費者にもきちっと理解してもらうことが必要だと思えます。これは大変努力のいることだと思いますけれども、今後の農業のあり方とか地域のあり方といったものを考えますと、既に農業委員会としても努力はしているようでありますけれども、この都市住民あるいは消費者、こうした視点を従来以上に強めて活動していただきたいということが1つ。

もう一つは、これから大きなテーマとして環境問題があると思います。私は極端な話、将来、農村地域というのはバイオマスエネルギーも含めてエネルギーの供給源という意味合いも大きく持つてくるというふうになっております。これは非常に環境問題とも結びつく問題でありますので、さまざまな視点から農業委員会の活動が行われているわけですが、そういった視点をこれからも取り入れていただきたい。

第3点としては、いまの第1点、2点とも深く関連するんですけども、これはまた既にほかの委員会でも意見が出ておりますけれども、農協とか土地改良区、それから技術改良・普及などの他の団体、あるいは市町村も含めて、そこの業務の分担のあり方、役割のあり方、これを一度どこかで整理しないと、先ほど申しました国民にわかりやすいとか、そういった点からもちょっと問題が多いんじゃないかなと思われましたので、その視点もぜひ取り入れていただきたいと思えます。

八木座長 委員の方の中には今回初めて農業委員会の組織・業務等についてご説明を受けた方もいらっしゃると思いますので、どんなことでも結構ですので、ご質問あるいはご意見をいただければと思います。ご自由にどうぞ。

佐藤委員 山形の佐藤です。30代後半から12年間、農業委員ということでやらせていただきました。いまはやめておりますけれども、その中で感じたことを率直に述べたいと思えます。

1つは、一番小さい10人と推薦3人という農業委員会ですけれども、10人の公選に欠員を生じております。私たちの町だけじゃなくて、最近は委員のなり手がいない。どうしてかなということを考えてみますと、農家も減っておりますが、地域で農業委員を出さねばという、そういう気持ちがなくなっているみたいで、うちの近くではいらぬやという風潮になっておりまして、大変これはこれからの農業委員会を維持するには大事なことかなという感じがしております。

そして、農業団体というのが小さな町にいっぱいあります、ご存知のとおり、大きいのも小さいのも数は同じですので、それをやっておりますと自分の仕事ができないという、これは農業経営にマイナスになります。先ほど野村先生が言いましたけれども、やっぱりきちっと役割を整理して、私から言わせればもとに戻して、農地業務と本当の役割だけをやっていただいたらいいかなと。あまり業務を増やさないで。

それに関連しますけれども、役場に行きますと、いまの担い手支援センターとか認定農業者とか、どっちに行けばいいかわからないという状況がいっぱいあると思います。うちのほうでも認定農業者の認定は行政のほうでやりますけれども、支援は農業委員会です。そこがなかなか仲が悪い。この仕事はおまへのほうでやれというようなことで、そういう現状があります、笑っておりますけれども。そんなところは上のほうでしっかりやってもらいたいなと思っております。

それから、委員会が大きくなるという話で、合併すれば大きくなるわけですけれども、きょう初めて選任制というのを聞きました。ちっちゃなうちは農家の人も農地もほとんどわかります。どういう事情でその農地が動くかというのも大体わかりますので、一番いい方法ということをやりますけれども、大きくなりますと、どこの家の農地であるか、どの人が移動するのかというのがわからなくなりますので、その辺はいままでの農業委員会とはちょっと違う面が出てくるのかなと。それに対応するということがあればですけれども、私たちが話になっているのは、いまの制度と違うと思いますけれども、任命制的なものにして、専門に農地と農家を把握する人を配置する。法律関係は事務屋がやりますので、現場を見る人が必要なんじゃないかなという話になっております。

もう一つですけれども、農政のほうですけれども、農家の代表ということで農業委員会はあるわけですが、農地業務のほうは事務屋さんがやれば十分だと思います。なかなか農業委員会に諮って反対なんていうのはめったにないと思いますけれども、もう一方の農政関係のことですけれども、これは私から見ると、JAさん、農業団体ですけれども、JAさん側ではできないことを農業委員会組織でやってるんだろうなと。簡単に言いますと、JAさん側は出てきた政策に対して、いや反対だ、ここがだめだとか言いますけれども、農業委員会組織になりますと、いやこうしたほうがいいんじゃないかという積み上げができるといまして、この面はぜひ残していただきたいなというようなことを考えてきょう来ました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

齊田委員 先ほどから話を聞きながら感じていたことを一、二申し上げてみたいと思ひます。

全国3カ所でいろいろご意見を伺われた中では、どうも形がはっきりしない、あるいは活動内容が目に見えないということがいわれた旨の報告がありました、そういう一面は確かにあると思ひます。がしかし、それはやはり地方に、あるいはその市町村における農

業委員会と他の農業団体や組織、あるいは農家そのものとの日ごろの関係ではないだろうかと思うんです。正直申し上げますと、私どもも毎年実施する地域農業振興計画や協同活動強化3か年運動（3か年の計画で毎年見直し）の計画樹立及びその実践に農業委員の皆さんも中心的にそのことに参画いただいて、それぞれの立場でいろんな意見を出していただくなり、方向、方針を立てていただくことに協力していただいているわけです。

もう一つは、いまから9年ほど前ですが、私どもの町の一等優良農地に約20ha近い土地を買収あるいは借前で某大型の店舗の出店計画が浮上、大店法改正もあって急速に実施に向け、計画も本格化してまいりました。

これは大変な事であります。単に優良農地が減少するのみならず地域農業全体に影響を及ぼす問題でもあります。種々障壁はありましたが、率直に申し上げますと私は、北陸ですから、北陸農政局へ日参して、今後とも米を中心とする福光農業を続けていくという前提でいろんな施設・機械の導入をはじめハード・ソフト面で農業の方法、手段を取り入れています。そのど真ん中にこれをやられたんでは、とても黙認できないということから、実態をよくごらん願えればお分かりいただけると思いますが地域農業振興上今後大きな問題を残すため、何とか検討指導を願いたいという話を繰り返してまいりました。そのときに中心になって活動してくれたのも農業委員だったと思います。

そういうことで私は、冒頭申し上げましたように、農協をはじめ農業に関連する団体あるいは農家そのものも、農業委員の活動に対する意見とか要望とか理解をするとか、そういうことがあって初めて農業委員としての活動が出来、仮に問題があるとするならばその問題解決ができるんじゃないかということで、やはり農業委員の性格、いってみれば交通整理も必要ですし、信号機としての役割もやってもらわなきゃならんわけですから、ぜひいままでより以上に、先ほど野村委員のほうからもお話がありましたように、これからはエネルギーの問題あるいは環境の問題を含めてご心配頂くということが非常に大切なんじゃないかと思っております。

飛田委員 東京都地域婦人団体連盟の飛田と申します。私は消費者の立場で今回出席させていただきます。東京という地域を度外視していただきまして、東京には東京のいろいろな問題がございますけれども、農業というのは私ども消費者の立場からは大変重要な産業であるというふうに考えておりますけれども、農業全体の中で委員会がどのような役割を果たしておられるのか、勉強させていただきながら気がついたことを申し上げます。と思っています次第です。

私がこれまでかかわらせていただきました中では、昨今、わが国では食料自給率が先進国の中では最低で、低下しておりますし、また遊休地や荒廃しているところも多うございますし、そういうところで虫食いの、先ほどのお話にもございましたけれども、店舗の進出などもあるのかもしれないし、わが国の農業がもっともっと発展していただきたいと思う状況の中にありまして、現実にはBSEの発生がありましたし、無登録農薬の問題が生じてきたり、あるいはこれは加工業者の方たちも含めてなんですけれども、不正表示の問題が多発したりいたしまして、何かわが国全体が農業を含めて病んでいるというのが昨今の状況ではないかというように懸念しております。

そういう中で、「出る杭は打たれる」ということわざがございますけれども、出る杭は状況を大切に見守って、なぜ出てきたのかというような視点で、農業委員会のあり方も考

えていく時期に来ているのではないかという気がいたします。長い間にわたる歴史の中で重要な役割を果たしてこられて、また今回も出席させていただくのにあたりまして、農業委員会さんの活動というのを私なりに情報を調べさせていただいたんですが、一生懸命遊休地の調査を行っておられたり、起耕されるということで活動を行われたり、荒廃地をなくすための運動をされていらっしゃる場所もありませんように拝見しております。

しかし、先ほど来の事務局や中村専務のお話をお伺いしておりますと、残念ながらかなり高齢化していたり、またご発言の中では十分に機能し得ないような状況もあるようなところ、やりにくいような状況が一部あるようなお話も出ておりますので、これらの点からも女性進出もこれからどんどん、担っている人たちが実際に発言しなければいけないと思いますので、そういう意味ではもっともっと増えていっていただきたいなと思います。

また、消費者も、農家あつての私たち消費者でもあるんですが、逆にまた消費者あつての農業ということもいえるわけでございますので、これから、今日いただいている情報や皆様のご発言をお伺いしながら、私も食品流通の問題や卸売市場の問題、その他、食品表示の問題などには30年余りいろいろな形でかかわってきておりますので、責任を持った形で役割を果たさせていただければと思っております。

1つ質問がございます。農業委員会というのはどのような形で一般的に行われているのでしょうか。一般の方たちが傍聴されているのでしょうか。また、記録を広く皆さんに知らされたり、活動内容を情報を公開されているのでしょうか。日常的な例えば苦情とかトラブルなどをデータベースとして皆様方が全国的に集約されているのでしょうか。その辺の横の関係、他の団体との関係などの動きについてもお知らせいただければと思っております。

長くなりました。ありがとうございました。

佐藤構造改善課長 それでは、私のほうからいまの会議の関係についてご説明させていただきます。配付させていただいております参考資料1をお取りいただきまして、その中の11ページをごらんいただきたいと思います。農業委員会法の26条をごらんいただきたいんですが、農業委員会関連法令の参考資料1がございまして、11ページに26条ということで、これは農業委員会法でございますが、26条をごらんいただければおわかりかと思いますが、26条で「総会及び部会の会議は公開する」ということで農業委員会法で出ております。それと27条で議事録でございますが、「会長は議事録を作成し、これを縦覧に供さなければならぬ」、こういった規定が出ております。

八木座長 実態的にもそういうことで運用されているということですが、よろしいでしょうか。

佐野委員 きょうは私は、ここに立たせていただくことは何か皆さんにつるし上げでも食うんではないかなと悪く感じて来たりしたんですけれども、私は当事者といたしましてお話しさせていただきますと、私、農業委員になりましたのが平成8年でございます。当時、女性になるというのは大変物珍しい時期でございまして、その中でも私の住んでいる飯舘村は男女共同参画ということに目覚め始めまして、公選で私を含めて2人、女性委員が選ばれました。当時、私も農業委員という仕事は何をやるのかと問いましたところ、一般の農業者の答えは「いや、別に何にもないよ。月に1回、役場に行って許認可に立ち会うだけでいいんだよ」「そんな簡単なことだったら女性だってできるな」ということで私

は受けたわけでございます。ところが、農業委員、なるほど、こういう仕事なのかと、指導会なりいろいろな研修でわかりました。許認可、農地流動化云々ばかりではないんだ、これは農村生活、環境整備に対することも含めてあるのだ、だから女性が必要なんだなということがそこでわかりました。それならば、私はいままでの生活者の視点で大いにできる自信を持ちました。

そんなわけで、それ以来3期目をいまやっているところでございますけれども、そういう「何にもないんだよ」という農業者の目には、農業委員の仕事といたしますか、役割が見えなかったんだと思います。私はそれなりに感じまして、じゃあ委員会、何にもやらない委員会だと言われたくないと思ひまして、いろいろ挑戦いたしました。初めは農業委員さんたちも、そこまでやらなくちゃならないのかとか、それまでやらなくたっていいだろうという話になりましたけれども、いや違うぞとなりまして、そういうことを寸劇を通して、農業委員の活動はこういうものなんだよ、あるいは農家はこういう取り組みをしなくてはならないんだよということを、15分から20分ぐらいやったんです。そうするとすぐに農業者は反応いたします。ああ、農業委員というのはだれもかれもできないんだな、と認めてくれるようになりました。

また農業委員も、ああ、農業委員というのはただ名前だけでいたんでは、これは名誉職ではいられない、しっかり地域のリーダーとしてやらなきゃいけない。もちろん農地の番人だということではいられないんだという意識が年々強くなりまして、いまでは毎月、定例会があるごとに研修会を行っております。そのほかにも勉強会を行っております。そんなことで、あの当時から比べますと委員会は大変活発になりました。やはりこの資料の中にもございますけれども、地区担当制ですか、飯舘村はとくにやっております、地区担当が必ず回って調査をいたしまして、それを月ごとに皆さんに発表する。そうなりますと、いままでの農業委員の体制ですか、形態ですか、それを「これだけではいけない」ということをだんだん感ずるようになりました。

今年、私が会長に就任いたしましたのも、これもただ男女共同参画ではないんです。と申しますのは、やはりこれからは農業委員がいかに行動していくか、それにはあの佐野がいいと、それで私が選ばれたわけでございます。確かに近隣の町村からは注目を受けております。女性がなったんだが、なんぞや。各地の農業委員会からも視察におみえになっております。そんなところで、「女性の視点でどうですか」とかよく言われるんですけれども、女性の視点ではないですよ。女性の視点はもちろん入るでしょうけれども、これは生活者の視点を含めたやり方です。つまり、農村の環境整備、それで私はやっていきたいと思ひます。

そして、何を言うにも、やはり農業という職業、つまり日本の国の食を預かっているものだから、これを重点的にやっていかなきゃいけない。それに伴うものは、食の教育なりいろいろなもの、後継者育成なり諸々のこともございますけれども、そんなところで私はやっていきたいんだということをよく申します。

今朝、私は6時半にわが家を出まして、福島駅まで1時間半ほどかかりました。その途中にすばらしい虹を見てきたんです。その虹がとってもきれいなんですけれども、その虹の奥の光景が、いま紅葉しつつある山々の向こうに、その虹によってすごくきれいな、こんな現象は生まれて初めて私はけさ見てきました。でも、あの虹をもってこの委員に例え

させていただければ、まず虹は農業委員会の活動であろう。そしてその虹にするためには、農業委員会がますます活動を徹底して体制を整えなくちゃならないなと思いました。そのために、向こうには消費者なり農業者なりが皆さん、本当に生きがいを持ってやっておられる、そういう光景を浮かばせながらここに参ったわけでございます。

いままでを反省しますと、農業委員会ってどうだったんだろう。確かに皆さん一生懸命やろう、やろうと考えていました。すると、トップダウンといいますが、上からずっと、こういうふうなやり方をするんですよと指導を受けていました。農地流動化にしろ、担い手育成にしろ、何でも指導を受けてきました。でも、いま農業委員会が必要なのかという話もちょっと入っておりますけれども、そればかりじゃないですけれども、農業委員の必要性というものを私は訴えたいと思います。と申しますのは、いままでトップダウンで来ましたもの、これからの農業委員会はボトムアップといいますが、農政のボトムアップ、つまり農業委員のほうから位置づけられた体制以外に、自分たちの主体性で上げていく、そういう農政が必要なんじゃないかなと思います。

先ほど来から合併云々があります。合併して、じゃあ農業委員の補助的な人材をとという話もありましたけれども、私は補助的人材の方で賄えられないだろうなと感じます。と申しますのは、やはり農業委員はきちんと自覚し始めました。そこで、もしも合併になった時点であれば、いままでの委員会ごとの組織をそこでAブロック、Bブロック、Cブロック、5組の自治体が合併するとすれば、5組の農業委員会があります。その委員会ごとのブロックを別につくりまして、そこでいろんな施策なり、その地域の担当する農業委員をつくりまして、そこで各合併になりましたところに行って、策定なり推進していくべきじゃないかな。農業委員が皆さん、あきらめ半分でいたかもしれないけれども、いま動こうとしている農業委員の体制をごらんになっていただければ、確かに必要だということがわかんと思います。

大変まとまりのない話になってしまいましたけれども、一農業委員としてこれからずっと頑張っていきたいと思いますので、お世話になりたいと思います。

今井委員　いま佐野さんのお話を聞いて、佐野さんのような方が農業委員であれば地域は活性化するなということを感じました。私は農業委員の仕事の内容について知らなかったんですけれども、私たちの地元で「農業委員の活動を学ぶ会」というものを立ち上げたときに初めて、農地法、農地に関するほかの活動ということを知ったときに、全くしていないというか、活動が見えなかったと思いました。農地に関しては確かに農業委員は見えていたんですけれども、ほかに関しては、私の場合、普及センターの方々に大変お世話になってきました。農業委員の土地に関するほかの活動に関してはいろんな面でダブっているところが多いなと思います。その点からしても、先ほど野村委員のほうからのお話がありましたように、各それぞれの関係機関の連携ということを考えてときに、これから特にそれが大切になってくると思うんですが、仕事の役割をはっきりさせる必要が特に今回出てくるんじゃないかなと思います。

それと、さすがに佐野さんは行動されていると思うんですが、私たちも地元で農業のすばらしさというか、農業者として生産者として、子供たち、消費者に何を訴えるべきかということ、寸劇とかミュージカルで行動しアピールしてきました。そういう意味では、いまの農業委員の方は特別皆さんに報告とかアピールとかされていなかったんじゃない

かなという思いがします。

それから、農業委員一人ひとりの活動、行動に物すごく差がありまして、環境に関して積極的に関わっている農業委員もいらっしゃいますし、土地に関してだけの関わり方をしている委員もいらっしゃいます。農業委員会そのもののあり方もそうなんですけれども、一人ひとりの農業委員の自覚といいますか、その辺のところをしっかりとすれば、これからの地域の活性化とか農業の活性化につながるんじゃないかなと、一農業者としていま感じているところです。

谷口委員 広範な農業委員会というか、委員さんの役割ということを総合的に話を皆さんしていらっしゃるということなので、私もちょっと言いっぱなしということになるかもしれないけれども、ちょっと感じていることをお話ししたいと思います。

1つは、先ほどから農業者の絶対数の減少という農村の現況の中で、一番私どもが経営という視点で考えるのは、非常に機能が重層的にある意味では錯綜している組織が多いということが一番感じていることなんです。例えば、農業委員会の機能として、行政委員会として農地の適正な運用というんですか、これは一番の仕事だと思うんですけれども、私ども業界団体で北海道農業法人会議という組織を6年前に立ち上げました。これは全国組織にもなっていて、皆さんご承知だと思うんですけれども、そのときに事務局が実は農業会議ということで、農業委員さんの仕事を再認識したわけです。

特に、行政に携わる方は一番世の中の推移が見えているということなんでしょうけれども、例えば農村社会の中で、例えば状況がどうなるということを客観的に見通すという仕事は、農協などの経済団体は経済事業という視点でやりますけれども、非常に農業委員さんは情報としては広範に入ってくるということが一つわかったんです。しかし、現実問題、地域社会の中で農業委員というのはどういうとらえ方をされているかという、皆さんがおっしゃいますように、機能的には農地の保全というか、その部分が物すごく色濃くて、またこれは地域、地域で差があるでしょうけれども、私どもの地域は非常に都市近郊の農村地帯でして、それで汲々としている。

実は私どもの農業法人会議で情報として、これからの農村社会のあり方というんですか、ちょっとオーバーに言えば。そんなことで、農業委員さんと二人三脚でやれる仕事がたくさんあるんです。私の地域でも先輩が農業委員になっていまして、2人の会話の中ではそういう役割はぜひとも果たしていかなければならないということで意気投合するんですけれども、農業委員さんの全体的な意識というか、機能というか、要するに都市近郊ということもあって、非常に転用関係の仕事も多いということなんでしょうけれども、いまの仕事に汲々としているというのが実態だと思うんです。

私は、担い手の育成であるとか、あるいは新しい農村の方向性を地域に伝播して意識を啓発していく、そういう役割をいろんなところで輻輳的に、例えば農協でもそういう機能を多少持っている、普及センターも持っている、市町村の農政関係も持っている、そういう無駄というものを非常に感じるものですから、もっとスリム化して、皆さんの意見とちょっと相対するところもあるんですけれども、機能を明確にして、あまり輻輳するような業務は避けるべきではないかな。

担い手育成でも、例えば北海道は農業会議でもやっていますし、農業団体などが出資し合って担い手育成センターというのもありますし、普及所サイドでも担い手事業をやって

います。いままでの自分たちのテリトリーを守るということから一步抜け出て、少数派となった農業界全体のスリム化というんですか、それは考え次第でいかようにもできると思いますので、そんな視点も織り込みながら議論していったほうがいいんじゃないか。

私は全然農業委員をやったこともありませんので、門外漢で好きほうだいのことを言っていますけれども、ちょっと感じたことをお話ししました。

八木座長 いろいろご意見をいただきまして、検討の視点にかかわるようなご意見もいただいておりますので、時間の関係もございまして、ここで検討の視点について事務局から簡単に資料3の説明をいただいた上で、あわせて農業委員会組織の現状ならびにその検討の視点について総合的にご意見をいただきたいと思っております。

では事務局のほうから簡単をお願いします。

佐藤構造改善課長 それでは、資料3をお開けいただきたいと思っております。「農業委員会に関する懇談会における検討の視点」ということで、農業委員会関係につきまして資料3ということで作らせていただいております。議論がいろいろと錯綜してくるといったようなこともございますので、一つ一つ主な検討課題、こんなものではなかるうかといったことと、これについては中立的にいまの現状あるいはいろんな指摘、提言、こういったものについて中段でまとめさせていただいております、それとそのときの検討の視点といったようなことで、いま何人かの委員の皆さんからも出たようなことが、場合によりましてこの「検討の視点」の中で盛り込まれてくるのではなかるうかと思っております。

まず主な検討課題の1番でございますが、農業委員会の意義・役割でございます。現状につきましては、先ほどもご説明いたしました、一番上でございますが、いわゆる農業者の代表機能を有した市町村の行政委員会といったものが現状としてありまして、これについてはいわゆる法令業務の権利調整機関でありますとか、流動化とか担い手育成との施策の推進機関と行政補完機関、あるいは運動的取り組みといったような性格があるかと思っております。

それと、農業者の主体的な権利調整等による構造政策の円滑化といったような現状がありまして、一番下の にございますが、優良農地の確保と有効利用、担い手の育成・確保と地域実態に即した構造政策の推進上の役割の発揮というものが期待されるといったような現状があるかと思っております。

これに対しまして検討の視点といたしまして、このところがいろいろ出てくると思っておりますが、農地行政の執行機関としての側面と農業施策の推進機関としての側面、2つを持っているわけですが、おのおのの意義あるいは関連性についてどのように評価していくのかといったものが1つの視点になるのではなかるうかと思っております。

それと、2つ目の にございますように、市町村の農政担当部局との関係をどのように考え、評価していくのかということ、いま出たような意見、こういったことが一つ検討の視点になるのではなかるうかと思っております。

あと、2つ目でございますが、農業委員会の活動のあり方でございます。

(1)番としまして活動の重点化でございます。先ほども出ておりますように、活動を何か絞っていくべきではないかといったような検討課題が今後出てくるかと思っております。現状といたしましては、まさに一番上の でございますが、土地と人、いわゆる経営のノウハウを生かしまして、地域密着型の活動を推進しておりますが、2つ目の でござ

いますが、非常に活動が多岐にわたるということで、総花的であって、いろんな方々に見えにくい面があるといったような指摘、また個々の委員や、あるいは事務局の活動の度合いに、その人のあれによっているという度合いに左右されやすく、活動にも地域差があるといったようなご指摘があちこちで出ているところでございます。

3つ目の といったしましては、担い手あるいは認定農業者等の経営支援、あるいは農地集積の取り組みの強化が求められているといったものとか、新規就農の受け入れ促進に積極的に取り組むことが期待されている。

あるいは、一番最後の でございますが、流動化とか農地利用の監視、あるいは適正な農地賃貸借市場の形成などにつきまして、実行力を伴った業務・運営体制の構築が課題といったような現状あるいは指摘、提言がなされていまして、これについてどのように取り組んでいくかということで、活動の計画なり実施なり評価、あるいは改善というものが十分に組み込まれているかどうか。あるいは、地域密着型の活動についてどのように評価していったらいいのかといったような問題が検討の視点になるのではなからうかと思っております。

特に一番最後の でございますが、取り組みが不活発な地域における農業委員会の活動の活性化の方策や、事業実施体制の整った地域における事業の重点実施についてどのように考えていくかといったようなことでいろいろとご提言賜ればと思っております。

続きまして2ページでございます。いまの大きな2つ目の農業委員会の活動のあり方の中で、他機関との連携、一体的な取り組みといったものが検討課題になるのではなからうかと思っております。一番上でございますように、他の機関との役割分担なり機能発揮の面での連携、こういったものが不十分な面があるということで、先ほども出ておりますが、いろんな農業関係団体との連携、一体的な取り組みについてどのように今後考えていくか。それと、右側の2つ目の でございますが、とりわけ消費者団体やNPO、あるいは民間試験研究機関、こういった地域の関係機関あるいは地域の非農業の関係団体との間での連携・協力のあり方についてどのように考えていくかというものをやはり検討の視点としてご議論いただければと思っております。

それと(4)番でございますが、市町村合併の対応でございます。これについては、先ほど現状で町村合併が非常に進んできている中で、2つ目の でございますが、やはり活動の希薄化なり、委員や事務局の負担の増大というもの、これはなかなか大きな問題ではなからうかと考えていまして、右側のほうにございますように、合併に伴う活動なり組織の課題、また農業委員の活動の範囲なり内容の拡大等についてどのように対応していくのか。そういった問題についてご議論いただければと思っております。

(5)番について、先ほども出ておりましたが、資質の向上という問題についても、これについても一番右側にございますように、研修の改善、あるいは専門的な相談員の育成、いろんな解決策があるかと思いますが、どのような取り組みが考えられるか、またご提言をいただければと思っております。

3ページでございますが、3番でございます。農業委員会の組織のあり方ということで、組織の形態あるいは組織の適正化、委員の構成といったような問題や何かが主な検討課題になるかと思っております。組織の形態でございますが、いわゆる公選制による農業委員により構成される市町村必置の独立の行政委員会といったようなことが現状としてあるわ

けてございますが、他方、分権推進会議の中間報告でもございますように、やはり現行の必置基準については見直しを検討したらいいのではなからうか。面積の小さいような農業委員会の必要性というのはあるが、やはり分権の観点からこの必置規制についてもう少し幅広く、市町村がその農業状況に応じて農業委員会を置くのか、あるいは事務局がやるのかについては、もう少し選択の幅を広げるような時期に来ているのではなからうかといったような見直しの提言や何かもなされているところでございます。

こういった問題について、3番の(1)の中段にございますようなことで、小規模農業委員会の設置の見直しを推進するとか、あるいは小規模農業委員会について、廃止とまではいなくても、広域連携を積極的に推進していくべきではなからうかといったような提言が分権関係からなされておりまして、検討の視点といたしまして、やはり農業委員会の必置の重要性、必要性についてどのように考えていく必要があるのか。

それと、2つ目の にございますように、農業委員会の立地条件の差異、あるいは活動、業務量の差異等を踏まえて、農業委員会制度のもとで市町村の意向、実情をより反映させるための方策についてどのように考えていくかといったようなこと、こういったことが検討の視点になるのではなからうかと思っております。

(2)番で組織の適正化、効率化でございまして、やはりスリム化といったような意見が真ん中のところに出てきておりますが、右側の検討の視点といたしまして、地域の実態に応じた委員定数の法定要件、これが10人から40人ということで、先ほど面積に依りまして40人、30人、20人ということがあるわけですが、こういったことについてもう少し地域農業や何かの実態に応じて、定数区分が何かを弾力化していく必要があるのではなからうかといったようないろんなご意見等がございまして、こういったものについてどのように考えていったらいいのかということであるいろいろご議論いただければということでございます。

それと(3)番で委員の構成でございまして、先ほどからも盛んに出ておりますが、農地の公共性等に鑑みて、より幅広い層の参画についての検証が必要ということでございます。やはり農地の権利移動については農業者でなければわからないといったようなことで、この委員の構成についてはやはり従来どおり農業者が中心にしていくべきといったようなご指摘やご提言もある中で、検討の視点といたしまして、現行の選任委員の構成、範囲、人数についてどのように考えていくのか。やはり検討の視点としてはもう一回立ち返って考えていく必要があるのではなからうかと思っております。その中で女性農業者なり担い手等の一層の参画を得るための具体的取り組みについてどのように考えていくかといったようなことが検討の視点としてあるのではなからうかと思っております。

最後に4ページでございまして、委員の選出方法でございまして、この問題につきまして、先ほど中村専務のほうからご説明がございましたが、平成12年に取りまとめました農委系統の組織のあり方につきまして、いわゆる現行の公職選挙法を準用した公選制について、これは維持すべきといったような考え方と、市町村長による任命制に改めるべしといった意見につきましては、検討会の中でもたしか議論が二分したというふうに記憶しております。これについて平成12年からいろんな変化がある中で、今後どのように対処していったらいいのかにつきまして、やはり検討の視点としてご議論いただくべき問題かというふうに考えております。

最後に財政基盤のあり方でございます。先ほど申し上げましたようなことで、交付金や何かについて、120～130億の交付金が毎年出されているわけでございますが、分権推進会議でも一般財源化を含めた交付金の交付のあり方を検討すべきといったような提言がなされているところでございます。要すれば、一般財源化ということで、農業委員あるいは事務局職員の設置経費についてはすべて地方が独自財源なり、そういったことで財源手当をするといったような問題が提起されているわけでございますが、交付金の必要性、効果について、そもそも論に戻りまして、今どのようにそのようなものの交付金の必要性、あるいは効果について、どのように考えているのか。或いは、片方で市町村合併が進展される中で、現行の交付金の配分基準の3割が、いわゆる農業委員会数に応じて自動的に加わりまして、あと農地面積と農家人口に応じまして配っているわけでございますが、このままで行くのかどうかといった点についてもよくご議論いただければと思っております。簡単でございますが、説明を終わります。

八木座長 只今、検討の視点(案)について説明がありました。これも含めてご意見をいただきたいと思えます。

宮崎委員 私は、農業委員会の町の会長、県の農業会議の会長、また町長をやっておりますので、そこらあたりの見解を話します。農業委員会については、農業委員の方々、それから対外的にも法令業務に基づき農地の権利移動あるいは転用とかを審議する審議機関という認識がまだ強いわけです。この件では、都市周辺の平坦地、大規模農地所有の市町村と、中山間地域等、農地面積あるいは農地形態が違いますところによりまして、許認可というのでも随分違ってくると思えます。

農山村地域におきましては、むしろ農業に対する新規参入であるとか、農地の新しい活用の市民農園あるいはまたグリーンツーリズム関連、別荘地も含めましてそういう面での農地の新たな活用方策というもののほうが強く出てきています。そういう新たな農地調整の問題が生まれてきているような気がいたします。

これからの農業委員会の役割というのは、審議機関というよりも、むしろ実際の地域農業を計画、政策の立案から、実践していくという活動主体になっていくべきではないかと思っております。地域の個性を發揮した多様な農業の形態とか、個人の多様な農業形態という新しい取り組みがその地域の農業の形をつくっていきます。これは政策的に上から与えて新規作物の農業形態が起こってくるわけではありませんが、個々の農業者の取り組みから広がっていきます。いま、日本の中で個性ある農業として評価され、新規作物とか加工・流通で成果を上げているのは、地域性、取り組みの個性なんです。それが農協合併とか市町村合併によって失われていく可能性があるし、新しいそういう取り組みが起こってこない可能性が強くなると思うんです。そういうことを考えたときに、農業委員会、農業委員の役割というのはむしろそういう面に、自然条件、農地の多様な形態、あるいはその地域の伝統的な農業技術、それから農業に携わる人たちの個性、創意、そういうものを生かしていくためにはどうしたらいいのかということは今後、農業委員の人たちが中心になって担うべきです。

多様な農業関連の組織体、活動があることはわかっていますけれども、いま話しておりますようなことに対して取り組める体制なり活動というのはほとんど行われていないと思えます。また、農協が合併していきますとどうしても組織の効率化が求められますので、

そういう面での人材を確保して育成していくのは難しい問題も出てきます。そういう点が、今後の農業委員あるいは農業委員会の活動としては非常に大切な役割ではないかなと思っております。

私のところ小国町は、実際そういう必要性を考えて、その組織体をつくっております。ちなみに、小国町でジャージーの酪農がいま1,000頭になっています。阿蘇は畜産基地といいですけども、12カ町村ありますが、小国町は草地面積が一番少ないんですけども、阿蘇で一番の酪農経営の町として残っています。多分、これが広域化されてホルスタイン酪農と一緒にあって、加工販売されていたら生き残れなかったと思います。独自の組織体でジャージーの酪農経営が営まれて、加工とか流通に取り組んできた。そういう取り組みを始める前は、原乳の販売金額が2億ちょっとぐらいでしたけれども、いま5億を超えるようになりました。そういう実践のことからも、地域のあまり広くならない範囲での多様な農業の営みというのが、日本の農業の原点ではないかと思えます。

そういう意味で、大規模・画一化というの、稲作農業でしたらもちろん可能ですし、そういう体制に向けるべきだと思いますけれども、そのほかの野菜生産であるとか、あるいは畜産経営とか酪農経営というものもすべてそういう方向に向けていったらいいのかどうかというと、決してそうではないのではないと思えます。

そういう観点から考えましたときに、農業委員の構成とか選出方法については検討すべき課題があるのかなと思っております。

長委員 私は農業共済の仕事をやっておりますが、いま農業の現状の中で減反政策等により農業共済に加入する人が減ってきた。減反の拡大により事業が伸び悩んでおります。

それから、いま農業を見ておられますも非常に厳しい状況の中で、田舎の純農村地帯に行きますと、米作地帯におきましては40%減反ということによりまして後継者がいない。高齢化が進み、もう農業で食っていけないというのが現状です。非常に厳しいそういう状況にあって、日本の農業はこれからどうなるんだろうかということで、みんな不安感を持っています。

一方世界的にも、日本はWTOの問題、農産物の輸入増大などいろんなことがございすけれども、そういうような視点で食料の自給率が非常に落ち込んできているというのは先ほど飛田委員からも言われましたとおりです。先進国では60%以上の自給率を持っている。日本でもこれから45%まで上げるという計画がされているようですけれども、農家におきましては若い人がいない。年寄りばかり。農業委員もどちらかという高齢の人たちが多くいます。そのために、どのようにして若い人をつなぎ止めるか。そういう日本農業の基本的な問題がそこにあると、農業委員会のあり方というのはそれに合わせた考え方で、制度の問題とかいろんなことを考えるべきだと思うわけです。

いま農業をする人に対していろいろな施策が出されておりますけれども、先ほどから出ておりますように、農業委員の高齢化の中、また都市化の中で、いまはバブル後遺症で農地の動きも少し止まっておりますけれども、後継者がいないところでは土地がどんどん荒廃してきております。そうした中での農業委員の役目というか、高齢になられた委員ではなかなかいろんな交渉事が分からず判を押ししたりといったことが、私の住む福岡市の近郊でも起こっているわけです。土地の売買の中で、運輸業者が来て大きな倉庫をつくれた。それは農業委員が強引に判を押しして、そのために農道ができていない。つぶされてしまっ

たとか。各地でそういうことがあるのではないかと思うんです。先ほどどなたか定年制の問題を言われましたが、農業委員の中に学識経験者の方々を入れた委員会をつくるべきではないかという気もするわけです。

それから、いま環境問題という視点でも、中山間地域の問題一つ取りましても非常に荒廃しつつある。そういうところをどのように取り組んでいくか。先ほど出ました学童の体験農園とかそういうこともありますし、環境保全に果たす水の問題とかもあります。そういう中、地域の中で農業委員の役割を果たすような、そういう人をぜひ育てることを考えなければならない。

やはり基本的には、日本農業はどうなるかということが一番皆さんの懸念としてあるのではないか。したがって、その方向が見えますと農業委員の制度、また優良農地、認定農業者の問題なり、そういうことも思い切って組織化がなされるのではないかと思います。ただ、認定農業者の問題にしましても、いま組織化を進められておりますが、市町村によって差があるようです。非常に積極的にやっているところとそうでないところがあるわけです。そういうふうなことを考えあわせての今後の方向づけ、大きな見地から見た対応策が必要ではなからうかと私はいま思っているわけです。視点が少し違う点もあったかもしれませんが。

西川委員 私は土地改良区の間でございまして、まず一つお願いしたいことがあります。農業委員さんに土地改良区の代表者を入れていただけないか。先ほど来から出ておりますように、地域の連携といいますか、各々の農業関係機関の本当の役割分担が明確化されておらない。それぞれでやる仕事は決まっているんですけども、その場、その場、その組織、組織で仕事をしておられますけれども、そういうふうな役割分担が互いに目的に対しての認識がされておらない。そういう関係機関が地域で集合して、会員のことで役割分担を話し合いをして、地域のルールをつくっていく。

例えば、四・一調査なんかは農家に対して、農業委員会なり市役所がやられます。土地改良区は土地改良区で農地の耕作移動、あるいは共済組合は共済組合、農協は農協、対応するのは農事改良組合です。農事改良組合というのは集落の農業の行政的な機関なんですけど、農業委員さんはそのかわりで悩みを聞いていただくとか、やっておられるんですけども、なかなか一緒に融合するということがないわけでございまして、まずその改善をお願いしたい。

もう一つは、いま申し上げましたように、事務の合理化です。関係機関が寄って、農業者は一つの農地の申告をすればどこでも通用するような事務の合理化、そういうものを進めていってはどうかというふうに考えています。

農業委員会さんといいますと農地の番人なんですけれども、土地改良区の立場で申し上げますと、農地は農地だけじゃないんです。土地改良施設といいますと、用水路とか道路とかいろんな施設がございまして。いまの農地流動化がどんどん進むことによって、やめていかれる人がどんどん増えて、担い手への農地集積が進んでいっているのは事実でございます。連担化はしていませんけれども、かなり集積が増加しております。ところが、水とか施設を土地改良区が運営していますと、管理の疎放化ということも進んでおまして、そういう観点からも農業委員会と土地改良区という立場で地域の資源を有効に使う。無駄遣いしない。水は大切なものだということも認識していただく場が必要ではないかと思

ます。

土地改良区も農業委員会と同じように、本日のテーマのような問題点がございまして、市町村合併に対する土地改良区のあり方、あるいは農業委員会のあり方ということをおっしゃられておりますけれども、土地改良区も「21世紀創造運動」というものが設置されておまして、これは全国的な運動なんですけれども、自分を振り返って自分を一遍評価してみる。土地改良区はいままでどうだったかということ。それから外部に対して、地域住民の農業をしておらない方に対しても、土地改良区はどんな仕事をしているのか、どのような働きをしているのか知られておりません。だから、知っていただくような運動を土地改良区もしていかなきゃいかんんじゃないかということは、農業委員会にも通ずることだと思います。そういった地域での各農業関係者の役員がそこで寄って話し合いをするということが大事ではないかと思います。

いま私の集落で農業委員さんが「むらづくり委員会」の会長をやっていただいています。その事業は、大区画圃場整備をして、いろんな集落の土地利用を進める代表者として、農業委員さんがトップになってやっていただいています。私が土地改良区の事務局として一緒になってやっているんですけれども、そういう圃場整備とか何かの事業をきっかけにそういうふうな連携ができれば、より農業委員さんの効果といえますか、重要な役割を果たすことになってくると思います。

以上でございます。

笹崎委員 私のところは埼玉県なんですけど、株式会社で牧場をやっております。株式会社になりますとなかなか農地の取得等の問題が難しいということがありましたけれども、いま認定の農業法人になりましたので、その辺は比較的自由になりつつはあります。そういうときになって初めて行政が目を向けてくれるようになる。私自身は実際には、組織は株式会社であっても農民と思っているわけです。どうしてこうなっちゃうのかなということも30年来疑問で疑問でしようがなかったんですけれども、方向として傾向になってきた。

たまたま私たちのところは都市近郊と中山間地域の真ん中にありますので、両方の問題がよくわかるんです。農業の問題というのは、いつもこういう会議に出ますと難しいことになるのは、やはり国民の生き方、暮らし方の問題がイコール農業問題に直結するからだろうと私は思います。そうなりますと、農水省だけでなく、各省庁すべてにかかわってくる。ですから、縦横の連携をちゃんとしないと難しいというのが農業問題、生活問題につきものの課題だろうと思います。

そういう中で、農業委員会をどうするかというテーマなわけでございますけれども、やはり農業が活性化に向かっているときの農業委員会の役割、農業が衰退に向かい、なおかつ自給率というものに対して国民が非常な危機感を持っているときの農業委員会の役割、全く違うと思うんです。この辺の論点が抜けて、ただきれいな美辞麗句で物事をくくっていったことにいろんな問題が出てきたんだろうと私は客観的には判断をしているわけでありませう。

農業の大切さはわかっているんですけど、先ほどから出ているように、農地の法の番人、農地保全という姿・形のもの、これは大変大義名分としてはすばらしいと思います。じゃ

あ日本の農業はなんでこうなっちゃったのと、それは経営保全というテーマがなかったから後

継者がなくなっていくわけです。後継者がなぜなくなるか。経営が立ちゆかないからです。じゃあ経営が立ちゆくような形の農業委員会のあり方はどういう役割を果たしたらいいんだらうかというテーマが僕は一番大事だと思っています。

私たちも後継者をつくりたいと思っているわけですけども、やっぱり経営が保全できない限り、後継者はどんなうまいことを言っても、どんな補助金を投げ込んでも、これは不可能です。そして行政もこれからは補助金を投入できるどころの騒ぎじゃないでしょう。じゃあ基本的に立ち返って、各村落、各市町村が活性化する方途は何なのかということ、農業者も含めて考えていかなければなりません。先ほどから意見があったように、消費者とか、あるいはPTAだとか、あるいは学校だとか、地域ぐるみの農業をどうするかというところに農業委員会の果たす役割があるんじゃないでしょうか。

現実問題、私たちのところはどういう問題があるかといいますと、相続の問題で、農業者なんだけれども実質はサラリーマン、税金が払えない、どうしたらいいのか。それに対して農業委員会は何もできない。あるいは、未耕作地が多くて草ぼうぼう。幸いうちでは農産物の直売をしておりますので、62軒の地元と全国の農家と提携しておりますので、多分簡単に計算しますと360ha分ぐらいの農地でつくった農産物を私たちのところで販売をしている。消費者と交流の接点があるわけでございますけれども、そういうことをやっていきますと、本当に消費者もいま安全・安心を求めている。生産者の顔を求めている。それに対してわれわれの農家のレベルからいったときにはどうしたらいいのかという指導、そういうものも含めたものを市町村と農業委員会ぐるみで立ち上げていく。いま一番チャンスじゃないだらうかという感じを持っております。

先ほど来話がありましたように、私は農業委員会にはオブザーバーということで消費者とか、あるいは学校の先生とか、場合によっては、極端な話ですけども農業後継者を目指している高校生や大学生ぐらいも入れて、もう少し幅広い意見を聞くべきだらうと思います。議決権は別としても、それを公開していく。そういう方が出てくれば、多分傍聴者も増えてくるだらうと私は思っております。

申しわけないんですが、ずっと話があったように、過去の経験者、年代が高いリーダーからは余り未来は見えてこないだらう。ですから、定年制は導入すべきだらうと思いますし、また未来の可能性を持つ若い人材を入れていくという試みも大切です。今までと反対の意見も出てくるかもしれない。でも、それが暮らしと生活を考え、農業をベースにした大きな一つの輪をつくっていくんじゃないだらうかと思うんです。もう少し農業委員もぴりっとするんじゃないだらうかという感じもしないでもありません。ぜひオブザーバー機能を入れていただきたいと思います。

今回の会議に全く素人ながら参加しているわけですが、やはり僕は新しい時代をつくるためには必ず生みの苦しみがある。その生みの苦しみをどこまでの範囲でやっていくのかという結論を出していかない限り物事は前へ動いていかないだらうと思いますので、皆さん方のご意見を聞きながら私なりにまた意見を言わせていただこうと思っています。今日はありがとうございました。

八木座長　そろそろ予定の時間も過ぎておりますが、特にご発言がありますか。よろし

ゆうございますか。それでは、本日の議論はここで終了させていただきます。

最後に今後のスケジュール等につきまして、事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

事務局 本日は長時間にわたりましてご審議いただきまして、誠にありがとうございました。次回の会合でございますが、11月の27日、水曜日でございますが、午後2時から開催したいと考えております。場所や何かはまた後日、事務局のほうからご連絡申し上げたいと思います。11月の27日の水曜日、午後2時ということで開催したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

内容につきましては、本日のご議論等を踏まえまして、農業委員会の活動・組織についての中間的な取りまとめ、論点整理のご議論をお願いしたいというふうに考えております。

事務局のほうからは以上でございます。

八木座長 それでは、これをもちまして第1回農業委員会に関する懇談会を終わりたいと思います。本日はどうも長時間にわたるご審議ありがとうございました。

<了>